

## 労働保険の年度更新について（平成 22 年度分）

労働保険の年度更新手続（平成 21 年度分の確定保険料と平成 22 年度分の概算保険料の申告・納付手続のことをいいます。）を行う時期となりました。平成 22 年度については、6 月 1 日（火）から 7 月 12 日（月）の間に、申告・納付を済ませる必要があります。

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。労働保険制度においては、原則として労働者を 1 人以上雇用する事業主は、すべて労働保険に加入することとなっています。加入事業主は年に一度、前年度の確定保険料申告及び、当年度の概算保険料申告と納付並びに、一般拠出金の納付を行うこととなります。

本年度においては、6 月 1 日から 7 月 12 日までが申告・納付期間となります。

年度更新に必要な書類は、5 月末に労働局より定形外封筒により事業主の方へ郵送される予定です。

なお、平成 22 年 4 月 1 日から、雇用保険率が下記のとおり改定されましたのでご注意ください。

### 【雇用保険の保険料率の改定表（平成 22 年 4 月 1 日改定）】

事業の種類	改訂前 平成 21 年度（確定保険料の計算に使用）			改訂後 平成 22 年度（概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/index.html>